

序章

清瀬市都市計画マスタープランの 改定にあたって

- 序－1 清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ
- 序－2 改定の背景
- 序－3 目標年次
- 序－4 全体構成

序

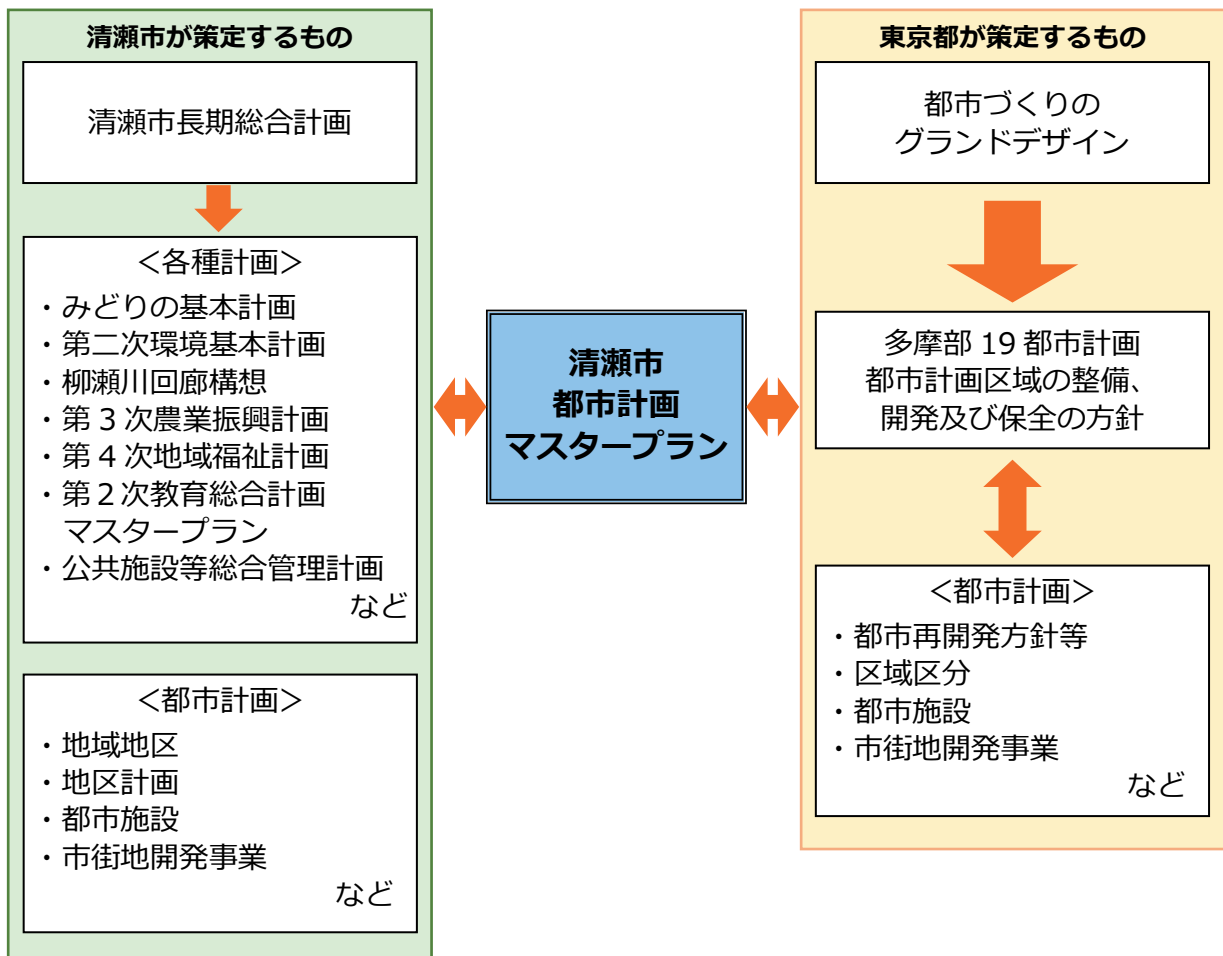
清瀬市都市計画マスタープランの改定にあたって

序-1 清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」）は、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市の最上位計画である長期総合計画の基本構想に掲げる将来像を都市計画の視点から実現するためのものと位置づけられるほか、東京都が策定する「都市づくりのグランドデザイン」や「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して作られています。

本プランは、市民・事業者・市が都市づくりを進める上での共通の指針となるよう、市の特徴や課題を明らかにしつつ、長期的な視点から将来の都市の姿や土地利用、道路や公園、下水道といった都市の基盤となる施設の整備の方針などを定めたものです。

清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ



序-2 改定の背景

本市では本プランを平成13(2001)年に策定しましたが、当初の計画から約20年が経過し、本市をとりまく社会状況は大きく変化しています。

令和2(2020)年の目標年次を迎えるにあたり、以下に示すような社会状況の変化を念頭に置いて改定を行います。

1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口は平成6(1994)年をピークに減少に転じています。本市においても、地域社会を支える生産年齢人口が減少していくものと推計され、地域の活力低下や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。

また、人口減少社会の到来により、本市の人口も長期的にみると緩やかな減少局面に入るものと推計されることから、人口減少を前提としつつ、既存ストックを有効に活用し、都市の質を高めていくことが重要です。

2 環境に配慮した低炭素まちづくりへの取り組み

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を契機にエネルギー需給が変化し、エネルギー利用や環境問題に関する意識が高まる中、平成24(2012)年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されました。

市民のライフスタイルや価値観も多様化し、3R活動（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））など環境に配慮した行動も定着してきています。

今後は、緑化や緑地の保全によるヒートアイランド現象の緩和、公共交通機関の利用促進による自家用車利用の抑制や再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現などの環境に配慮した低炭素まちづくりへの取り組みが求められています。

3 安全・安心に対する関心の高まり

大規模地震、台風や集中豪雨による自然災害による被害が全国で多発しており、地域の安全・安心に対する市民の関心が高まっています。

ハード面での防災・減災対策を進める一方で、自助・共助・公助といった防災意識の向上や、コミュニティを基盤とした地域での防災組織の強化といったソフト面での体制整備を進め、安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められています。

4 科学技術の発展

It・ビッグデータ・AI・ロボット技術などに代表される近年の科学技術の発展は、市民生活に大きな変化をもたらす可能性があります。こうした技術は、自動運転による新たな移動手段の導入、地域の見守りの仕組みへの活用、社会インフラの老朽化診断や長寿命化などへの活用が期待されます。このような技術の発展を将来の都市づくりにかつ視点を持つことが求められています。

5 都市づくりに関する法令、関連計画の制定・改正・改定

国の地域主権改革により、平成 24(2012)年に用途地域などの決定権限が東京都から移譲されました。その結果、地域の特性に応じた土地利用の推進が可能となり、市における都市計画行政への重要性がより高まっています。

また、平成 26(2014)年には「都市再生特別措置法」が改正され、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市づくりを目指した立地適正化計画が新たに制度化されました。このことにより、今まで拡大を前提としてきた都市づくりが転換を迎えたこととなります。

東京都でもこうした動向を踏まえ、都市計画区域マスタープランの改定や、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した「都市づくりのグランドデザイン」を策定しました。

こうした都市づくりに関する法令、関連計画などとの整合を十分に図りながら、計画を見直していくことが必要です。

序-3 目標年次

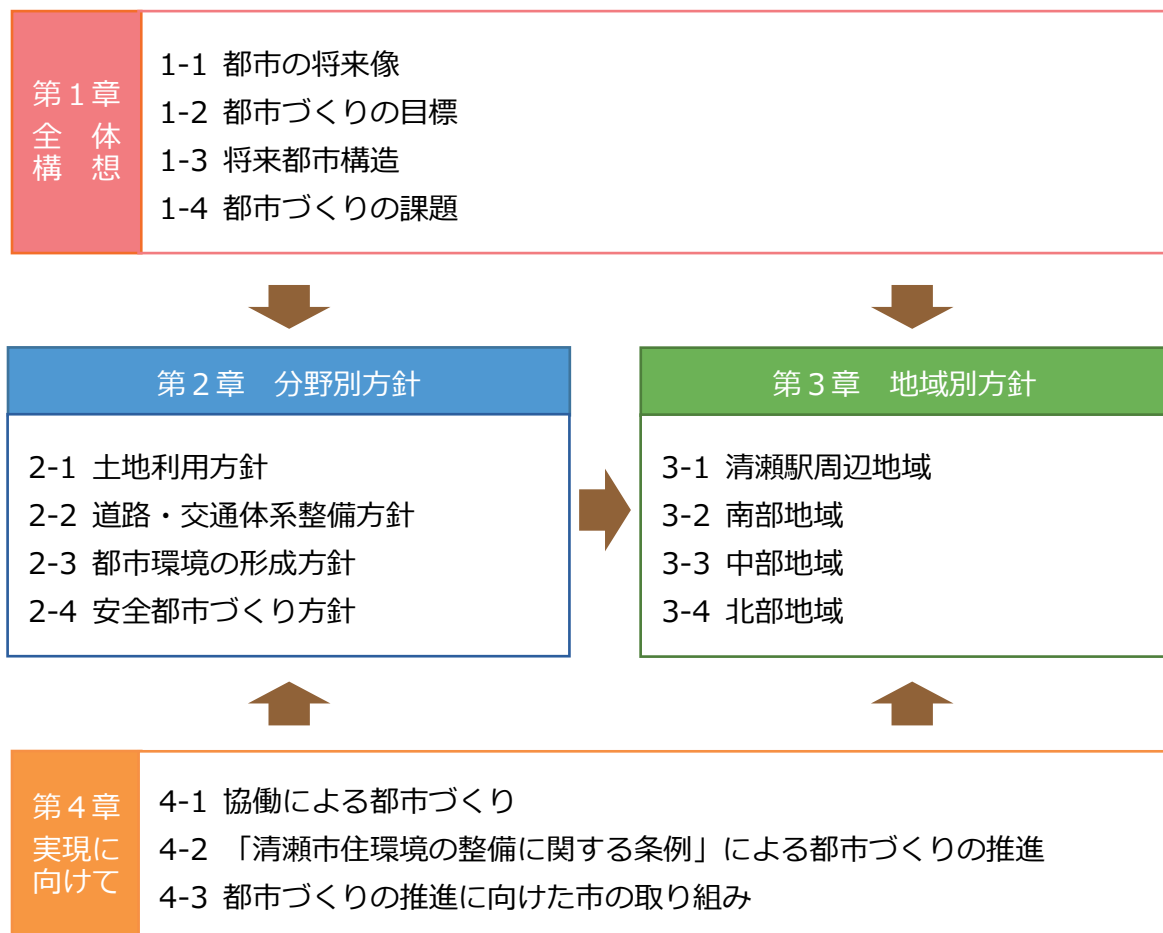
20年後となる令和22(2040)年を目標とします。

なお、社会経済状況の変化や定期的な検証に基づき、必要に応じて適宜見直しを行います。

序-4 全体構成

本プランは、都市の将来像や将来都市構造を定めた「全体構想」、将来像の実現に向けた土地利用や道路・交通体系整備などの分野別の都市づくりの方針を定めた「分野別方針」、地域別の都市づくり方針を定めた「地域別方針」、さらに分野別方針及び地域別方針を実現するための方策を位置づけた「実現に向けて」の4つの部分で構成されます。

本プランの構成





柳瀬川の桜